

福祉・介護職員等処遇改善加算等について

2024 年 6 月 1 日
公益社団法人 石川勤労者医療協会

I：福祉・介護職員の職位・職務内容等について

職位	職責と職務内容	任用要件	賃金評価
主任	・専門職として高度かつ適切な技術および最新の知見を学び、身に着け、組織の活性化とともに人材育成を進める。 ・他部門や地域の関係機関と連携する。 ・方針を理解し、職場の管理運営を民主的に行う。	1. 担当する職場に入った新人を指導すること、その職場のすべてに対しはっきりと方針に従った指示を与える能力を有する。 2. 仕事のやり方を改善する能力を有する 3. 職場の人間関係を良くし、他部門の責任者と協調する能力を有する。 4. 民医連の方針を理解し、協会・院所の方針を守り、職場の方針を作成する能力を有する。 5. 地域の問題に対応できる。 6. 民医連内外での研究発表を行う。	30,000 円/月 (主任手当)
スタッフ ※1 年ごとに任命を行っている。	・専門職として高度かつ適切な技術を身につけ介護実践の牽引者となり、メンバーの指導・育成を進める。 ・他部門や地域の関係機関と連携する。 ・方針を理解し、介護実践におけるリーダーシップを発揮する。 ・主任・職責を補佐する。	1. リーダーとして、介護実践力・問題解決力・コミュニケーション力を有する。 2. 仕事のやり方を改善する能力を有する 3. 職場の人間関係を良くし、主任を補佐もしくは、職責として他部門の責任者と協調する能力を有する。 4. 民医連の方針を理解し、協会・院所の方針を守り、職場の方針を作成する能力を有する。	15,000 円/月 (スタッフ手当)

Ⅱ：福祉・介護職員等処遇改善加算等の手当について

公益社団法人石川勤労者医療協会の各介護事業所は、上記加算の取得を行います。これにともない、介護職員への手当金額を以下のとおり定めます。

なお、労働組合より同意の意思表示を受けていることを申し添えます。

【支給対象】

- ・介護事業所で勤務する職員が対象となります。（介護職員以外も含む、病院の職員は対象外となります。）

【支給額】

区分	要件	支給額 (1月につき)
A	石川民医連に10年以上勤務する常勤介護福祉士	42,000
	石川民医連に10年以上勤務する非常勤介護福祉士(128時間40分/月以上)	36,000
	石川民医連に10年以上勤務する非常勤介護福祉士(128時間40分/月以下)	23,000
B	上記以外の常勤介護職員	35,000
	上記以外の非常勤介護職員(37.5時間/週契約)*夜勤あり	33,000
	上記以外の非常勤介護職員(128時間40分/月以上)	29,000
	上記以外の非常勤介護職員(128時間40分/月以下)	19,000
C	介護事業所で勤務するその他常勤職員	3,000
	介護事業所で勤務するその他非常勤職員(128時間40分/月以上)	2,000
	介護事業所で勤務するその他非常勤職員(128時間40分/月以下)	1,500
	介護福祉士資格を持つ管理職員	28,000

*A区分職員には以下の職員も含む

- ・現在、介護福祉士の資格を有し、主任、スタッフの職位にある職員

*2024年5月までの介護職手当、特定処遇改善手当、介護支援手当の合計となります

*支給額は年度ごとに協議していく。

*年度末に差額が発生した場合、期末手当として追加支給をする。

【支給日】 就業規則第48条に準じる